

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 松戸子育てさぽーとハーモニー 松戸市新松戸 4-262 ジュネパレス新松戸第 8-202
工事等の名称	松戸市地域子ども・子育て支援事業運営業務委託(ほっとるーむ新松戸)
工事等の場所	松戸市新松戸 3-1-4 新松戸未来館 1 階
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	27,801,000 円
工事等の概要	松戸市地域子ども・子育て支援事業業務運営
随意契約の理由	見積業者の「特定非営利活動法人 松戸子育てさぽーとハーモニー」は、公募により選定された法人であり、本事業の適切な運営により、利用者の数を増やしている。 また、当該施設のみならず市内他 4 ヶ所の施設も運営し、地域との連携が十分に図れており、経験・実績を鑑みて施設の運営にあたっては非常に信頼性の高い法人である。事業運営についても内容に富む講座の実施などの工夫がみられ、地域に着実に周知されているところである。当事業運営法人からなる「おやこ DE 広場ネットワーク会議」でも長年に渡り当法人職員が会長を務めており、他施設からの信頼も厚い。他にも子育てフェスティバル等の実施において中心的な役割を果たしており、松戸市の子育て支援に欠かせない存在となっている。 以上のことから、新松戸地区での長年の実績を有し、地域住民と安定した信頼関係を築いている同法人への事業委託が、今後の事業発展のためにも必要である。 よって、本事業は、当該事業者以外に運営できないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とし、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮される。